

令和2年第1回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月11日（水曜日）午前9時01分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君		
1番	関 眞幸君	2番	野村 勇君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

副議長（6番） 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	生井 俊一君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長 兼 都 市 建 設 課 長	木村 和則君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 斉君
福 祉 課 長	川村 俊之君	長寿支援課長	宮田 圭子君
国保年金課長 兼 健 康 増 進 課 長	飯ヶ谷智巳君	産業振興課長	飯岡 勝利君
環境対策課長	宮本 正巳君	上下水道課長	杉山 淳君

農業委員会 事務局 長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
総務課 補佐	中川 貴志君	財務課長補佐	倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
係 長	山中 昌之		

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和2年3月11日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 休会の件

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大里岳史議員の質問を許します。

5番、大里岳史議員。

（5番 大里岳史君登壇）

5番（大里岳史君） ただいま議長の許可がありましたので、八千代町国土強靱化計画の策定についてお伺いいたします。

現在、新型コロナウイルスに起因する混乱が続いており、その対策は重要性の言をまかせませんが、昨年発生した台風15号及び19号では、八千代町はもちろんのこと、至るところにその猛威の傷痕が残されました。また、平成30年度に発表された茨城県の地震被害想定調査書では、今後30年以内に高い確率で発生が予想される茨城・埼玉県境を中心とする地震の八千代町の想定震度は震度6強、また茨城南部を中心とする震源では、震度6弱を最大震源想定とした報告があったことは、皆様にも記憶が新しいと思います。

社会インフラは、国民の生命と財産を守るということを目の当たりにした関東・東北豪雨水害をはじめ、近年激甚化している災害等に対し、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土、経済システムを構築することが重要であるということが国土強靱化です。一昨年発生した大阪北部地震では、ブロック塀の崩落により貴い命が失われました。その後、劣化したり、老朽化した社会インフラの総点検を各自治体を実施し、その結果を踏まえて、国では防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を平成30年度末に閣議決定いたしました。

昨年8月には、国は国土強靱化関係の補助金や交付金の事業に対し、国土強靱化予算の重点化、要件化、見える化等によって地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進することを公表いたしました。これによって、令和2年度から一部の補助金、交付金において、国土強靱化計画に明記された事業に対し、重点配分等が行われるとともに、令和3年度から計画への明記を補助金の交付要件とすることが、現在検討されております。

現在、茨城県内では、44市町村でお隣の古河市のみが策定を終えており、その他の市町村では来年度をめどに計画策定を見据え、取り組んでいると聞いております。すなわ

ち、国土強靱化計画を策定することにより、補助金が受けやすい環境が整いつつあることを踏まえると、八千代町でも計画の策定が必須であると考えますが、その必要性の認識をお伺いいたします。

再質問はいたしませんので、明確な答弁をお願いして私の質問を終わります。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えいたします。

八千代町国土強靱化計画の策定について、計画策定の必要性の認識及び状況についてでございますが、平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じて、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが、国家的課題として認知されることとなりました。

こうした中、国におきましては、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行う繰り返しを避けるように、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布、施行され、平成26年6月に、同法に基づく国土強靱化基本計画が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための取組が整備されました。地方公共団体が策定する国土強靱化計画は、国土強靱化地域計画として位置づけられ、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものでございます。

国土強靱化地域計画は、地方自治体の状況に応じて発生後の様々なリスクを想定しつつ、平時の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、非常時のみならず、平時にも活用できるまちづくりの視点を含めた計画となります。地域計画の策定は、法律上、義務規定とはなっておりませんが、地域の強靱化を総合的、計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められております。地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、町が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を

安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要であると考えております。

国においては、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援についてを決定し、地域計画に基づく取組に対して、関係する9府省庁の所管する34の交付金、補助金を優先して配分することとしており、これにより強靱化の取組を加速することが可能となってまいります。

茨城県も含めた市町村の国土強靱化地域計画の策定状況ではありますが、平成29年2月に茨城県が策定され、市町村では令和2年2月1日現在で古河市のみが策定済み、残り15市町が策定中、14市町が策定予定、14市町村が検討中といった状況でございます。

当町といたしましては、令和2年度策定予定の八千代町第6次総合計画及び町の土地利用計画である八千代町都市計画マスタープランとの整合性をどのように図るか、また予算確保などの課題はありますが、一日でも早く策定業務に着手できますよう内部協議を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えします。

八千代町国土強靱化計画の策定についてのご質問でございますが、詳細につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。国土強靱化基本法第13条では「市町村は、国土強靱化地域計画を国土強靱化に係る計画の指針となるべきものとして定めることができる」と定めており、計画の策定は義務ではないとしております。しかしながら、同法第4条では「地方公共団体は、基本法第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実践する責務を有する」と定めております。地域計画を策定することは、この責務を果たす有効な手段であると考えております。

また、国土強靱化地域計画を策定することにより、国土強靱化を推進するために補助金、交付金を活用する場合には、配分に当たり一定程度配慮されることとなっております。いわゆる優先配分があるということでございますが、強靱化の取組を加速することが、これによって可能になってまいります。したがって、当町におきましても地域

計画の策定に関する検討を含め、積極的に国土強靱化に関する取組を進めていかなければならないものと認識をしております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 大里議員、再質問ありますか。

5番（大里岳史君） ありません。

議長（中山勝三君） 以上で5番、大里岳史議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、7番、上野政男議員の質問を許します。

7番、上野政男議員。

（7番 上野政男君登壇）

7番（上野政男君） ただいま議長の許可を頂きましたので、通告してある3点について一般質問をいたします。

まず初めに、行政職員の人材育成についてをお尋ねいたします。現在、2019年9月時点において、全国に1,718の市町村が存在をしております。人口減少化の時代に突入をし、各市町村がそれぞれの存続にしのぎを削るべく、激しい地域競争が展開されております。当町においても、より多くの自主財源確保は至上命題であり、そのために企業誘致や若者の定住促進、区画整理内のにぎわいの創出など、ほかに多様化する住民ニーズの対応に多くの行政課題が山積をしております。これらの課題を克服することは容易なことではありません。

そこで、将来を見据えた八千代町のまちづくりに重要になるものと思われれます。そのために、激しい地域間競争に打ち勝っていくために、人材育成は急務であると考えております。現在においても、様々な人材育成を目指して研修を実施していると思われれますが、より高度で崇高な郷土八千代町の実現のためにも、積極的に行政職員の人材育成に取り組むべきであると思いますが、具体的には県庁、市町村への人事交流、市町村アカデミー、自治大学等への職員派遣、人材育成は、将来の八千代町への投資であります。ぜひとも計画的に実施をするべきと考えておりますが、町当局の考えをお尋ねいたします。

次に、区画整理内におけるにぎわいについて質問いたします。現在、当町では役場周辺地域を市街化区域として区画整理を実施しているところであります。総事業費においても総額100億円を超える当町最大の目玉事業であります。最近の事業の進捗により、新

たな住宅が増えつつあることは認識をしております。市街化区域のにぎわいといった点については、寂しい感が否めないところであります。八千代町の中心であることから、町民や他市町村からの人を呼び寄せることができるような求心力のある商業施設やイベントの開催が、もっとあってもいいものではないかと考えております。

にぎわいのある商業施設の存在は、町民の便利性が向上します。そして、雇用も生まれます。さらに、求心力のあるイベントの開催は、活気を呼び、地元になたなビジネスチャンスももたらします。相乗効果として、その地域の不動産の資産価値も向上します。人が集まるところにさらなる投資がされ、経済の好循環も期待ができます。市街化区域の魅力度アップは、その地域のブランドイメージに直結することから、極めて重要な施策であります。商業施設の誘致や商業振興への町の取組はどういったものがあるかお伺いをいたします。

最後に、事業仕分の徹底についてお尋ねをいたします。現在、当町における財政事情は、再三厳しい状況にあると報告をされているところであります。その結果として、多くの新規事業の要望があっても、その採択が制限されている実態があります。そこで、その厳しい財政状況があるからこそ、既存支出している様々な事業の見直しを行い、時代の要請に合った貴重な予算の使い道を模索するべきであろうかと思ひます。財政的に立った費用対効果や公平性の確保などの視点により、事業仕分の徹底が必要だと思われまひます。その見直しの中から出た余剰財源により、町民からの多くの行政需要に応えるべきであります。

八千代町は広域合併にも応じず、単独での行政運営を選択した町であります。限られた財源の中でより効果的な財源の使い方を追求すべきであります。スクラップ・アンド・ビルドであります。より深く突っ込んだ事業仕分の実施を求めるものであります。町当局の見解をお伺ひいたします。

再質問に関しましては、答弁を聞いて判断いたします。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号7番、上野政男議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、行政職員の人材育成についてのご質問でございますが、まず町で策定しております人材育成基本方針について述べさせていただきますと思ひます。人材育成基本方

針につきましては、町が求める職員像を明らかにし、組織の目標と職員個人の目標を統合し、事務事業を効率的、効果的に進めることに加え、これを実現するために職員の意欲と能力を最大限に引き出すための組織的な取組をトータル的な視点から定めたものでございます。

この方針において目指していく職員像としましては、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という観点から、3つの職員像を示しております。1つ目は、全体の奉仕者としての強い使命感を持った職員、2つ目は住民の立場で行動する職員、3つ目は公務員としての能力を持った職員でございます。

これらの人材育成を進めていく上での具体的方策として、職員研修が位置づけられているものでございます。研修につきましては、毎年度職員研修計画を作成しまして、茨城県との人事交流や県における実務研修の実施、また自治大学校、市町村職員中央研修所、茨城県自治研修所など外部の研修施設での委託研修も実施をしております。本年度は、自治大学校に1名、市町村職員中央研修所に6名、茨城県自治研修所に57名をそれぞれ派遣しております。今後とも計画的に派遣してまいりたいと考えております。

次に、県や他市町村との人事交流についてでございますが、現在の状況を申し上げますと、県職員との相互交流研修ということで平成30年から2年間、筑西県税事務所に職員1名を派遣しており、県からの派遣職員1名を税務課で受け入れております。そのほか実務研修という形で、茨城県の市町村課に1名、茨城県開発公社に1名、それぞれ派遣をしております。県庁などへの実務研修での派遣につきましては、職員の能力及び資質の向上につながる面もありますので、今後も可能な限り継続してまいりたいと考えております。

なお、市町村との人事交流につきましては、お互いの希望条件などが整えば実施する可能性もございますが、他市町村との人事交流に関しましては、相手方もあるということでございますので、今後の課題として認識をしているところでございます。町行政を担う職員の能力及び資質の向上を図っていくことは、議員ご指摘のとおり大変重要であると認識をしております。今後も計画的に人事交流や研修等を実施していくとともに、充実強化を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解を頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、区画整理地内のにぎわいについてのご質問でございますが、八千代町の

中央に位置する区画整理地区において店舗などの商業施設が立地可能な地区として、八千代中央・東原地区の地区計画の定めにより、近隣商業地区5.9ヘクタールがございませう。その他複合住宅等々を含めまして、合計で40.8ヘクタールとなっているところでありませう。

ただし、これらの地区は商店街を形成することを目的に計画されたエリアでありまして、これらの地区の中で、町が管理する土地を利用し、商業施設を誘致できるようなまとまった面積の土地を所有してはならず、町の土地だけを基に誘致を進めていくのは、現状としては困難であるかと考えております。

しかしながら、令和元年8月に実施した住民アンケートの中でも商業施設の確保を望む声が多いのも事実でございませう。また、議員ご指摘のとおり、商業施設を誘致することは、にぎわいの創出とともに、地域の活性化及び雇用の確保にもつながり、町にとっても大変有意義なことであると認識をしております。誘致が実現すれば、第5次総合計画・後期基本計画に掲げられております市街地の整備と良好な住環境の形成が図られ、商業施設周辺においても、これまでと見違えるような景観に変化することが期待されませう。

商業施設を誘導するには、民間企業による誘致の可能性を期待できることもあり、これまで、区画整理地区内の地権者の下に店舗等の建築相談があった際は、町としても誘致が実現できるよう協力してきた経過もございませう。今後におきましても、区画整理地区内の活性化や雇用の確保を図るためにも、民間活力を利用しながら商業施設の誘致を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、事業仕分についてのご質問でございませう。事業仕分につきましては、行政財政改革の手法の一つとして、政策シンクタンク構想日本が平成14年度から地方自治体を対象に実施してきたもので、国においては平成22年度の予算編成時に導入をされました。当時は、公開の場で議論されたこともありまして、マスコミにも取り上げられ、大きな話題となり、広く知られることとなりました。

事業仕分の主な目的は、社会情勢の変化により事業を取り巻く環境も変化し、事業の効果や方法等を見直し、真に必要な事業に財源を配分していくものでございませう。行政の予算編成の弊害として、一度予算計上された費目は、翌年度以降の要求、査定の段階で十分議論がなされないことや、最終的に税金がどのように使われ、その結果がどうな

ったかという予算の要否を判断するために最も重要な作業が、十分行われてこなかったことも導入の背景にございました。

ご質問の1点目の事業仕分の徹底についてでございますが、国が実施したような形で事業仕分について、町では実施をしておりません。しかしながら、予算編成前の段階で、第5次総合計画の実施計画の見直しを含めた策定作業を、庁内全課で実施しております。各担当課で事業の見直しを行った実施計画を基に、実施することが不可欠な施策、事業に財源を集中するために、事業の見直しや取捨選択を行い、継続して実施している事業のほか、緊急度、優先度に基づいた施策、事業の優先順位をつけ、財源の手当てをしているところでございます。今後も町民の目線、利用者の目線に立った実施計画事業の精査、見直しを図りながら、予算の有効活用を徹底してまいります。

2点目の財源の使い方についてでございますが、町の財政状況は平成30年度一般会計決算において、財政健全化法に基づく財政健全化指標が、国の定める早期健全化基準を大きく下回っており、健全性を保っております。また、財政力指数も年々上向きの状況にあります。

しかしながら、歳出における人件費をはじめ、扶助費、維持補修費等の経常経費の割合、いわゆる経常収支比率が94%となるなど、財政の硬直化が懸念されているところであり、財政運営の健全化や弾力性の維持が大きな課題となっております。限られた財源の中で、町民の負託に応えながら必要な施策を推進するためには、職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事務事業の見直しを行うとともに、さらなる住民サービスの向上を目指し、執行体制の見直しを含めた業務の効率化、適正化に取り組むことが極めて重要であると考えております。

今後も一層厳しさを増す財政状況ではございますが、地方創生への取組をはじめ、人口減少や少子高齢化対策、公共施設の更新等、取り組むべき課題が山積しております。慢性的な財源不足を招かないためにも、町税収入の確保はもちろんのこと、企業誘致やふるさと納税の推進、6次産業の創出など、新たな財源の確保に努めながら、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、最小の経費で最大の効果を上げてまいりたいと考えております。私の目指す「いつまでも住みつづけたいまち八千代」の実現に向け、これまで以上に精力的に事業に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

7番、上野政男議員。

7番（上野政男君） ただいま丁重なる答弁を頂きましたが、この3点につきましては積極的に取り組んでいただきますよう要請をいたしまして、質問を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で7番、上野政男議員の質問を終わります。

次に、12番、小島由久議員の質問を許します。

12番、小島由久議員。

（12番 小島由久君登壇）

12番（小島由久君） ただいま議長の許可を頂きましたので、通告してある新型コロナウイルスの対応について一般質問をいたします。

コロナウイルスについては、昨日3名の方が質問しておりますので、ダブるところがあると思いますが、質問をいたします。中国の武漢で発生した新型コロナウイルスが、各国に感染が拡大していると報道されました。日本でも中国武漢からツアーで観光に来た団体客を乗せたバスの運転手が、日本人で初めて新型コロナウイルスに感染したと報道されました。日本でも都道府県に感染が拡大し、クルーズ船の乗船者706人を含む中国からの帰国者、ライブハウス等で感染した人を含め、日本での新型コロナウイルスの感染者は、3月6日のテレビで1,050人に達したと放送されました。

これに伴い、大相撲協会は無観客で開催を決め、無観客の場合は10億円の減収になるといいます。また、毎日大入り満員の中で相撲を取ってきた力士たちは、厳しい場所になると八角理事長は話している。また、高校野球連盟も春の選抜高校野球を無観客で開催する方向で検討している。また、3月20日から開催する予定のプロ野球、サッカーJリーグも、3月9日、開催する予定を4月に延期を決めました。ホテル、旅館、観光バス会社もキャンセルが多く、経営が厳しいという。日本の都道府県でもイベント、集会、人の集まる行事は中止するとしています。そうした中で、マスク、トイレットペーパー、ティッシュなど買い占められ、品薄でなかなか買えない状況である。

安倍首相は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国の小中学校、高等学校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休校をするよう要請した。理由としては、全国的な蔓延と問題の深刻化を食い止めるには、特別な措置が必要だと判断したとしている。これに伴い、文科省は全ての小中学校、高校、特別支援学校、高等課程を置く専修学校の設置者に、3月2日から春季休業の開始まで臨時休業を行うよう要請し、児童生徒に自宅で過ごすよう指導することを求めた。

要請に対し茨城県は、感染者は出ておりませんが、3月6日より全小中学校、高校、特別支援学校を休業することを決めたことで、八千代町においても小中学校、高校を3月6日より休業することに決めたということである。八千代高校においては、3月3日より17日まで臨時休業する。また、3月4日の学力試験は行い、18日の終業式は予定どおり行うということであります。幼稚園、保育園でも、消毒をしながら今までどおり開園をするとしています。

八千代町は、小中学校の卒業式は、卒業生と保護者と先生で行うということでありませんが、保護者、一般の方の中にも卒業式は一生に1度であり、幼稚園、保育園、八千代高校も通常どおり行うということでありますので、小中学校でもせめて卒業生を送る小学5年生、中学2年生に参加をしていただき、卒業式を行ってもらえればという声も聞こえます。卒業生も送ってもらいたい。小学5年生、中学2年生も卒業生を送ってやりたいと、強い思いであると思います。卒業式に小学5年生、中学2年生が参加して卒業式ができなかった理由について、教育長の答弁を求めます。

八千代町は、学童保育は今までどおり行うということですが、全校休校となれば、今まで預かっている子ども以外に預けたい独り親、共稼ぎの保護者も出てくると思いますが、学童保育で対応することができるのか、教育長の答弁を求めます。

また、預かってもらえない子どもは、学校で預かるといいますが、預かった子どもたちをどのように対応するのか。1日遊ばすだけなのか、自主学習をさせるのか、また勉強を教えるのか。勉強を教えたときには、休んでいる子どもとの差が出るのではないかという声が聞こえますが、どのような対応で預かり方をするのか、教育長の答弁を求めて一般質問を終わります。

再質問はいたしませんので、納得のいく答弁を求めます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号12番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

臨時休業中の小学生、それから中学生の対応ということで、学童保育については放課後の利用ということになっていきますので、平日、昼間1人になる児童、それから自宅滞在が困難な児童については、学校のほうで柔軟に受け入れております。現在も受け入れておりますが、今後も独り親、それから共稼ぎの保護者が出てくることも考えられます

ので、このような児童、保護者の要望に合わせて、臨時休業中保護者の了解の下、学校で柔軟に、そして弾力的に受け入れていく方針であります。

学校での児童の学習についてでございますが、これにつきましては休業前、事前に配布してあります課題を基に自主学習という形で取り組んでおります。学習指導は行わず、自主学習を見守るというような形で、登校していない児童との不公平感ができないよう、現在対応しております。

続きまして、卒業式についてですが、議員がおっしゃるとおり一生の思い出に残るものであると私も考えております。しかしながら、感染拡大防止の観点から、同じ閉鎖空間に多くの方が長い時間滞在することを避けるために、規模を縮小し、開催時間を短縮し、感染対策を行いながら、卒業生、保護者、教職員参加で実施することになりました。在校生が参加をしての見送りにつきましてはできないこととなりますが、在校生の思いや、そして願いを込めたビデオメッセージを作り、今までの感謝の気持ちや、これからの活躍への願いを伝えられるような場面を演出し、卒業生を送り出すことにしたいと思っております。今後、感染が縮小し、沈静化し、一生の思い出となる卒業式が予定どおりできることを願っています。

私の卒業式、それから卒業生への思いを申し添えて、答弁とさせていただきます。どうぞご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（中山勝三君） 再質問よろしいですか。

以上で12番、小島由久議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 9時49分)

議長（中山勝三君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午前10時02分)

議長（中山勝三君） 次に、1番、関眞幸議員の質問を許します。

1番、関眞幸議員。

(1番 関 眞幸君登壇)

1番（関 眞幸君） ただいま議長より許可を頂きましたので、通告による一般質問のほうをさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスの対策について、もう既にほかに議員さんからも質問がありましたので、コロナウイルスに対する八千代町の対応ということで、八千代町では対策本部を設置され、そしてマスク等の品不足というものに関しましても、昨日の答弁で避難所には7,000枚ストックしてあるということを知っておりますので、この件に関しましては答弁を求めません。

ただ、1つ、事例としてある自治体では、1世帯に対しての20枚のマスクの配布を行ったという自治体等もございますので、八千代町も今後そういった対応を考えていただけたらと、要望に代えさせていただければと思います。

2番目、学校の生活支援員に関しましてなのですが、障害者という言葉が適切かどうかちょっと難しいところなので、要支援者と言わせていただきたいと思います。町内の学校における要支援者に対する支援員さんの現状についてお聞きいたします。雇用形態等、近隣の市、例えば下妻市との相違点などどのようなものがあるのか、ご答弁いただけたらと思います。そして、今後必要な事態にどのように対処するのか、対策をお聞きできればと思います。

そして、3番目、上水道について、水道水の濁りに関して町民の方々からご意見を多数頂きました。特定の地区ではなく、町内各地でご意見を頂いたので、質問とさせていただきます。こちらもお答弁いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

そして、4番目、青少年育成に関してですが、青少年育成の一環としまして、過去この八千代町でも海外派遣事業が行われておりました。現在はされてはいないので、グローバル化が進む中、今の時代だからこそ海外語学や文化に触れる機会があるべきかと思っております。町長の基本方針にもございました英語教育の強化にもつながることかと思っております。

しかしながら、この事業が行われなくなった理由の一つに予算の問題のあったことが、想像するにたやすいことなのですが、人という財産、この八千代町の未来を担う人材に投資するという観点をどのように執行部がお考えなのか、国際交流事業等の件も含めてご答弁いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号1番、関眞幸議員の通告による

一般質問にお答えします。

上水道の水質に関してでございますが、水道水の水質基準につきましては、水道法第4条に基づき厚生労働省令に定められております。そのため、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により水道事業者に検査が義務づけられております。町では、町民の皆様にご安心安全な水を供給するため、原水及び浄水の水質検査について、毎年水質検査計画を策定し、検査を実施しております。

検査内容につきましては、原水検査を年1回、町内4か所の井戸に対して39項目を検査しております。浄水検査につきましては、町内5か所の公園を採取場所と定め、1年ごとにローテーションを組みながら、5か所のうち1か所で毎月検査を実施しております。検査内容でございますが、5月、11月、翌年2月につきましては26項目、8月につきましては51項目、その他の月につきましては9項目を検査しております。

また、浄水場内では、毎日職員により残留塩素、色、濁りの3項目を検査しております。職員で行っている検査以外につきましては、厚生労働省の水質検査機関に登録している業者に委託しており、これまで実施した水道水の水質検査結果は、全て国の定める基準値内に収まっているところでございます。なお、水質検査計画、検査結果につきましては、町のホームページにおいて公表しております。

さて、議員ご指摘の水道水の水質の件でございますが、水質検査結果につきましては、国の定める基準値内に収まっているにもかかわらず、浄水場から町内全域に配水する際に水道水の濁りが発生してしまうことが、原因としては2つ考えられます。1つ目は、火災等で消火栓を使用した際の急激な水道水の使用、また地震や工事で起こる振動で水道管内の水あかが剥がれ濁りとなることがございます。2つ目は、町内に布設している配水管には、末端が行き止まりになっている箇所があり、その末端箇所で排出されなかった濁りが堆積されることによるものでございます。

次に、濁りが発生した際の対応でございますが、早急に発生箇所付近で排泥管や消火栓から水を出し続け、配水管の濁りを取る排泥作業を行い、原因を調査します。また、宅内につきましては、水の濁りが取れるまで水道水を出していただくようご協力をお願いしております。また、ご協力いただいた分の水道料金につきましては、減免措置を行っているところでございます。末端箇所につきましては、定期的な濁りが発生しやすいため、業務委託及び職員により計画的に排泥作業を行っております。実施箇所につきましては、業務委託で行っている32か所、職員で行っている7か所を合わせまして39か所

でございます。

火災や地震を事前に防ぐことは困難であるため、水道水の濁りが発生する場所は、水道を利用していただいております皆様からの連絡がないと把握することはできません。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、水道水の濁りが確認されました際には、上下水道課までご連絡を頂くことにより、早急な対応を図ってまいりたいと思っております。今後も引き続き、安心安全な水を供給できるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号1番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えいたします。

青少年育成についてのご質問でございますが、（1）、海外派遣事業の実施に関してお答えをいたします。本町における青少年海外派遣事業の実施状況につきましては、平成6年度から平成17年度まで、中学生の海外派遣を実施いたしました。国際的視野を持つ青少年を育成する目的で、中学生を対象に年1回海外派遣を行ったもので、平成6年度から8年度はカナダに、平成9年度からはニュージーランドに派遣し、現地でのホームステイ体験などを実施いたしました。平成11年度は事業を休止しましたが、平成12年度に再開し、17年度まで事業を実施いたしました。延べ11年、11回の事業実施により、国際的視野を持つ青少年育成という所期の目的を達成したことから、事業が廃止されました。

県内の自治体における海外派遣事業の実施につきましては、茨城県国際交流課が平成31年4月1日現在の各市町村の状況を取りまとめた資料によりますと、44市町村のうち、海外派遣事業を実施しておりますのは23市町村で、このうち青少年を派遣しているのは21市町村となっております。県西地区の10市町においては、青少年の海外派遣を実施しているのは境町のみでございます。

青少年海外派遣事業につきましては、国際的感覚を持ち、国際社会でリーダーシップを発揮できる青少年の育成に有効な事業と考えられますが、定員が限られていることから、派遣する生徒が一部に限られてしまうという弊害もございます。また、派遣生徒の選考方法、公平性の保持、学校教職員の負担、保護者の費用負担など諸問題を勘案し、事業に要する費用対効果を見極めながら、総合的に事業の必要性を検討してまいりたい

と考えております。

青少年海外派遣事業は平成17年度をもって廃止されましたが、児童生徒の国際化教育を推進するため、A L T（外国語指導助手）を配置して、学校教育において外国語教育の推進に努めているところでございます。令和2年度からは、小学校における外国語の教科化が実施されます。八千代町においても準備期間として、今年度から小学5、6年生の外国語の教科化に向け先行実施をしているところでございます。これまで3名であったA L Tを今年度4名に増員し、中学校にのみ配置していたA L Tを小学校にも派遣しまして、小中学校において、英語を母国語とする外国人指導助手と児童生徒が直接ふれあう機会を増やしております。

また、児童生徒の学力向上を図り、小学校から中学校への英語教科を円滑に引き継ぐため、令和2年度から教員への指導、研修や英語指導助手と教諭とのコーディネートをする指導主事1名を新たに配置できるよう、令和2年度当初予算にその費用を計上いたしました。

さらに、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、ふるさと納税を利用して、令和2年度から英語検定受験チャレンジ補助事業として、小学5年生から中学3年までの保護者に対し検定料の2分の1を補助し、中学3年卒業までに英検3級以上の取得を目指してまいります。こうした取組を通して、町としても児童生徒に対する国際化教育の支援を進めてまいります。社会のグローバル化が進む中、国際社会で活躍できる青少年の育成を目指し、今後も各種事業の検討をしてまいりたいと考えております。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号1番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

ご質問のあった学校の生活支援員についてでございますが、下妻市の学校生活支援員について聞き取りにより調べました。まず、学校生活支援員の数ですが、下妻市の場合には26名となっております。その生活支援員の配置先としては、市内の全ての小学校9校と中学校3校のうちの1校に配置されている状況です。また、学校生活支援員の職務についてですが、下妻市の設置要綱によりますと、1つ目は心身の障害により介助を要する児童生徒への支援、2つ目に児童の悩みまたはストレスを和らげるための相談、3つ

目に授業における教員の補助等校長の指示する事項となっております。

当町においては、同じ名称ではありませんが、八千代町においては特別支援教育支援員というような呼び方で呼ばれている方がおります。ほぼ同様な業務を行っています。八千代町での業務については、1つ目は食事、排せつ及び教室移動の補助に関すること、2つ目に生活支援及び安全確保に関すること、3つ目が学習活動及び学校行事への参加の支援に関すること、最後4つ目が、その他特に必要と認められることとしております。

当町の現在の特別支援教育支援員は、小学校1校に2人の支援員の配置となっております。また、この配置につきましては、学校長からの派遣要請に基づいて現在実施しているところです。現在の実施状況については以上のとおりですが、今後支援員を必要とする児童生徒が増えた場合には、学校生活や授業に支障の出ることがないように、支援員の確保にも努めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解を頂きますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 議席番号1番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えいたします。

青少年育成、青少年海外派遣事業の実施状況についてでございますが、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。国際社会で活躍できる青少年の育成は、町の重要課題と認識しておるところでございます。今後も関係機関や関係団体との連携を強化しながら各種事業を推進し、国際感覚豊かなグローバル社会で活躍できる青少年の育成に努めてまいりたいと思います。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。答弁といたします。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

1番、関眞幸議員。

1番（関 眞幸君） 答弁のほうを頂きましてありがとうございます。

青少年育成の事業に関しまして質問といいますか、やはりそういった経験する機会というのは、今後もう一度検討していただきながら、こういった形かでのいい方法を見いだしていただいて、地域の子どもたちが活発に健全に成長していただけるような環境づくりにしていけたらと思っておりますので、いろんな形で前向きなご検討をしていただきたいということを要請事項といたしまして、質問に代えさせていただきます。

議長（中山勝三君） 以上で1番、関眞幸議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、4番、増田光利議員の質問を許します。

4番、増田光利議員。

（4番 増田光利君登壇）

4番（増田光利君） 議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問します。

大きくは3点について質問します。1つは、独り暮らし高齢者の見守り対策について、2つ目は空き家対策について、3つ目は八千代町役場職員の労務管理について質問したいと思います。

初めに、独り暮らし高齢者の見守り対策について質問します。先日、孤独死の新聞報道がありました。大阪府内で昨年1年間に誰にもみとられないまま屋内で死亡し、1か月以上たつて見つかった遺体が382体に上ることが大阪府警の調査で分かりました。この孤独死の法律上の定義や全国的なデータはないそうですが、今回の調査で深刻化するその実態が浮かび上がったと言えます。その孤独死の中で、死後2日以上で区分すると、65歳以上の高齢者が71%で大部分を占め、40代から50代の働き盛り層も18.4%を占めることが判明しました。これは、大阪府のような大都市の問題だけでなく、いずれ八千代町にも波及してくることへの前触れと考えるべきです。

このデータから分析しますと、死後発見されるまでの経過時間を推計した場合、2日から3日後発見が31%、4日から6日後が17%、7日から29日後が39%と多くを占めています。この推計で疑問に思うのは、死後発見されるまでの期間が長く感じられることです。死に至るまでの異変に気づく地域での機能が低下しているのではと考えられることです。

翻って八千代町でこのような事態にならない保証はあるのでしょうか。この調査結果から、当町でも早急に地域における見守りの強化が必要であることが分かります。見守りには、区長会や民生委員など主要な方だけでなく、地域住民に対する協力要請が必要です。さらに、前回の一般質問でも取り上げましたが、認知症対策とも共通しますが、実態と対策の方向性について、地域住民間で認識の共有化のための周知、啓発活動が必要であると考えます。今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

また、全国各地で独り暮らしの高齢者の増加のペースが速くなっていると言えます。当町の最新の65歳以上の高齢者の独り暮らし世帯数は何世帯なのか、また2人世帯も教

えてください。

一方、各自治体では、高齢者の孤独死などの対応策として安否確認を目的とした夕食の配食サービスやボランティアによる家事援助、定期的に訪問するサービスを提供する市町村が増えているといます。八千代町ではどのような対策に取り組んでいるのか伺います。

2項目めに、空き家対策について質問します。私は、空き家問題について平成30年第4回定例会でも取り上げてきました。その後、さらに空き家軒数が増えていると予想していますが、最新の空き家等の実態把握について伺います。最近、住民から空き家における現実問題として、近所にある朽ち果てた家屋の除却について相談がありました。その壊れた家屋から、強風にあおられてトタン板など建築器材が飛んできて危険だ。それだけでなく、枯れ草の繁茂で火災が心配だ。関係者が一度調査に来たみたいだったが、その後そのまま。除却してほしいということでした。同じように空き家の除却、雑草の除去等に対する苦情が多くあると思います。実態の報告と対策した結果について伺います。

今後の空き家対策で重要なのは、軒数が増えるに従って所有者不明の土地対策が課題になってくることです。所有者不明土地の面積は、国土交通省の地籍調査から推計すると、全国で410万ヘクタールに達し、九州の面積を超えています。このままだと、2040年には北海道とほぼ同じになるといいます。近年、八千代町においても空き家を売却する場合、中古住宅流通が少ない日本では売却も難しい状況があります。また、更地処分する場合では、不動産価値が急激に低下してきており、土地を売却して更地にする処分費用を捻出することもできない現状のようです。

さらに、従来だったら当たり前相続する子どもの存在がありましたが、若い人たちは就職先がない八千代町を出て都会地などに住居を構えるなど家を離れる世帯構造になっていて、家族構成が変化しています。相続する環境になっていないため、一たび空き家になってしまうと、土地所有者は空き家を放置するという悪循環が今日の状況だと思います。その先には、時間の経過とともに相続権の放棄などにより所有者不明の土地になっていきます。その弊害は、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定のため多大なコストが発生し、円滑な事業実施の大きな支障となっていると言えます。最近、この所有者不明土地をめぐり、国の法制審議会で中間試案がまとめられたことが報道されました。最終報告は本年度にまとまる予定で、法務省は秋の臨時国会に民法や

不動産登記法の改正案を提出する方針になっています。行政の役割も大きくなっています。町が把握している空き家の所有者不明数は何軒ですか。また、その対策はどのように取り組んでいますか、伺います。

次に、空き家バンク制度の導入と空き家等を活用した定住促進の取組について質問します。空き家バンク制度の導入については、同じく平成30年度第4回定例会で質問しました。そのときの担当部長は、空き家バンクの設置は登録できる空き家の実態調査をした上で、宅建協会との協定の締結を検討しながら開設や茨城県空き家バンクへの登録を進めていくとの答弁でした。その開設に向けた取組の現状について伺います。

3項目めに、八千代町役場職員の労務管理について質問します。夜間、八千代町庁舎付近道路を通ると、遅くまで照明がともっているのが見受けられます。長時間勤務になっているのではと心配しています。今、民間企業だけでなく、自治体においても、働く人の長時間労働による精神疾患などの健康被害や賃金の未払い問題が社会問題化しています。そういう意味で、役場職員の労務管理の実態について質問します。平成30年、いわゆる働き方改革法が制定されました。時間外労働の上限規制は、昨年の大企業に続き、本年4月から中小企業も施行されます。時間外労働時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、休日労働を含みます。複数月で平均30時間、これも休日労働を含む、を限度に設定してあります。この月40時間の残業時間は、1日当たりに換算しますと2時間程度になります。

今回、町職員の過去2年分の時間外勤務の実態調査を報告していただきました。現在、役場職員の時間外労働の1か月当たりの最長時間数は何時間になるのか、また1人当たり平均時間数は何時間になるのか、課ごとに調査してもらいました。この調査結果では、平成29年度で一部の課が最大値97時間と、月80時間の上限制限を超えています。この法定制限である80時間でさえ過労死ラインと言われています。それも同じ課の8割弱の職員が該当しています。ただ、長時間労働は全ての課ではなく、特定の課、年度末等に偏っています。平成30年度はほぼ改善しています。

それに関連した問題で、民間企業ではサービス残業、いわゆる未払い賃金問題がいまだに多いと各種調査で公表されています。折しも本年2月27日の新聞報道で、JAつくば市が職員に残業代などを適正に支払っていないとして、土浦労働基準監督署から指導を受けたことが分かりました。今回、この問題を取り上げたのは、未払い賃金の請求権の年数が変更になる労働基準法改正案が国会に提出されたからです。改正案では、未払

いの残業代などをさかのぼって会社に請求できる期間、時効のことでありますけれども、今の過去2年分から3年分になることになっております。八千代町職員の今回の調査からは、サービス残業の実態は分かりませんが、労基署から指導を受けることのないようにしていただきたいと思っております。

さらに、職員の長時間労働の実態を分析しますと、休日出勤しなければ、1日当たり労働時間がさらに伸びている可能性が見えることです。休日出勤の実態と休日出勤した場合の代休の消化率はどのようになっているのか説明ください。

また、勤務時間の基礎となる出退勤記録はどのようにしていますか。長時間勤務を抑制するための方法では、人事の適正化、事業の見直し、町の業務一般についてICT導入による効率化等いろいろ対策が考えられますが、取組内容について伺います。

特にICT化は、業務の効率化の意味で他の多くの自治体で導入され、システム導入費を除いた費用対効果でも大きな成果を上げていることが報告されております。八千代町では、ICT化の導入についてどのように考えているのか、町長に伺います。

次に、年次有給休暇の取得率について質問します。労働基準法が改正され、全ての企業で年10日以上有給休暇を付与された労働者、管理監督者を含みますが、それに対して年次有給休暇の日数のうち、年5日については使用者が時期を指定して取得させることが義務づけられました。しかし、この措置は付け焼き刃的で、本来付与された日数が通常において完全取得が基本でなければなりません。今回の調査では、職員の平均取得率を見ますと、平成30年度で53%、最低取得率が2つの課で33%となっております。最高取得率が70%台で3つの課になっております。取得率を上げるための取組についてご説明ください。

次に、関連した問題で鬱病の実態と支援策について質問します。町職員の中に鬱病による休職者もしくは罹患者がいることを聞きました。個人情報的な部分もあり、慎重な取扱いが必要ですが、抵触しない範囲で実態と支援策をお聞かせください。

今、30代から40歳台に鬱病など精神疾患の多発が社会問題化しております。鬱病の現状について、厚生労働省が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている患者調査によると、平成8年には43.3万人だった鬱病等の気分障害の総患者数は、平成20年には104.1万人と12年間で2.4倍に増加したそうです。この患者調査は、医療機関に受診している患者数の統計データですが、鬱病患者の医療機関への受診率は低いことが分かっており、実際にはこれより多くの患者がいることが推測されます。早期発見が重要です。

私は労働相談を受ける中で、数人の鬱病の方と関わりを持ったことがあります。経験上、時間が経過すると重症化しやすく、職場に戻れなくなる確率が高くなります。本人が不調に気づき、専門医に適切に受診できることが重要だと思います。鬱病に対する一般への普及啓発と地域の保健医療体制等による鬱病の早期発見についての取組について伺います。

以上で一般質問を終わります。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号4番、増田議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1番目、ひとり暮らし高齢者の見守り対策について、(1)、孤独死を防ぐ取組の報告についてでございますが、本町における65歳以上の高齢者世帯数について述べますと、住民基本台帳を基本とする令和2年3月1日現在の65歳以上の高齢者で、施設入所を除く1人世帯数は661世帯、2人以上の世帯は656世帯となっております。高齢者事業といたしまして、ひとり暮らし高齢者台帳登録事業を行っております。これは、生活実態がひとり暮らしの65歳以上の高齢者に対しまして、緊急時における連絡先や生活面、健康面等の状況を記載した台帳を申請により登録することで、日常生活や災害時等の支援に速やかに対応するものであります。

申請に関しましては、民生委員を通して実施しております。現在、ひとり暮らし高齢者台帳登録事業登録者数は、男性101名、女性180名の計281名となっており、登録した高齢者の方で特に見守りが必要な高齢者の方に対しましては、本人の希望を確認した上で、急病の際に西南広域消防本部とボタン一つで連絡を取ることのできる装置を電話機の横に設置する緊急通報システム事業を実施しており、43名の方が設置しております。また、登録している80歳以上のひとり暮らし高齢者の方には、安否確認や孤独感の解消を目的に、高齢者宅を民生委員が週に一、二回訪問し、乳製品等を配布する愛の定期便事業を実施しており、32名の方が利用されております。

さらに、社会福祉協議会の事業としまして、70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、ボランティアによる安否確認とお弁当の配布を月2回行う友愛訪問事業、70歳以上の高齢者のみの世帯を含めた支援を希望する方にクリスマス料理を配布するクリスマス料理配布事業を実施しております。

次に、2番目の実態と対策の方向性を周知する啓発活動の取組についてでございますが、平成25年3月より、町内で営業活動をする銀行や新聞販売店など20事業所との間で、要援護者の見守り活動等の協力に関する協定を締結しております。この事業は、協定を結んだ事業所の従業員等が配達などで高齢者宅を訪問した際や、高齢者が事業所等を訪れた際に異変を感じた場合、町に報告していただくことで、早期の安否確認を図るという協定でございます。

また、啓発活動としまして、高齢者事業として毎年開催している講演会や体操教室等でご参加いただいた地域の方に対し、独り暮らし高齢者への見守りや町で実施している独り暮らし高齢者向けの事業等についても周知し、協力を仰いでいきたいと考えております。

今後につきましても、振り込め詐欺や押し売り等の訪問販売の被害に遭わないよう個人情報保護に配慮するとともに、地域住民や民生委員との連携を図りながら独り暮らしの高齢者の実態を把握し、ひとり暮らし高齢者台帳への登録の推進や、現在の見守り協定事業所をさらに町内の介護事業所まで範囲を広げるなど、高齢者の早期の安全確保や孤独死の防止に努めていく所存でございますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の空き家対策につきまして、私のほうからは、（1）、最新の空き家等の実態把握、（2）、危険度が高い空き家の除去について、苦情の実態と対策について、（3）、所有者不明の空き家数と対策についての3項目について答弁させていただきます。

初めに、最新の空き家等の実態把握についてでございますが、平成22年度に実施した空き家実態調査を基本に、平成27年2月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法第10条により、空き家等の所有者等を把握するために利用できるようになった固定資産税情報や上水道休止届を参考に、平成28年度に新たに空き家実態調査を実施し、さらに同法第11条で努力義務を課された空き家等に関するデータベースを平成28年度に整備しましたところ、空き家軒数につきましては、平成28年10月末現在で312軒ございま

た。空き家データベース整備後から昨年度までに10軒が除去され、302軒となっております。

令和元年度につきましては、近隣住民からの苦情等により八千代町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対しまして、管理通知を14軒に送付いたしましたが、令和2年2月末現在、除去の確認が取れてはおりません。また、新たな空き家登録はしておりませんので、最新の空き家軒数は昨年度と同数の302軒となっております。空き家データにつきましては、戸籍住民課の世帯全転出、上水道休止届や固定資産税台帳情報など空き家等の所有者等に関する情報を確認の上、行政区長、副区長及び住民の方の情報等を基に、現地調査の上、随時更新してまいります。

続きまして、(2)、危険度が高い空き家の除去について、苦情の実態と対策についてでございます。空き家に対する衛生・景観上の問題に関する苦情等の情報は、区長、副区長及び住民の方から随時提供されます。その対応につきましては、現地調査の上、八千代町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対しまして管理通知を発送し、管理の指導をして、空き家の管理不全等による衛生上、景観上、防犯上の問題解決を図っております。さらに、町で確認した新たな空き家等の情報等につきましては、空き家の問題等の早期解決を図る上でも欠かせない地域協力を得るため、区長、副区長への情報提供の検討をしております。

また、町外在住の所有者の方に対しまして、平成30年11月よりふるさと納税の返礼品として、空き家見守りサービスの提供を開始しております。内容につきましては、下妻地方広域シルバー人材センター八千代が該当物件の現状を確認し、写真を撮影し、所有者に状況を報告するというものでございますが、令和2年2月末現在において実績なしということでございます。

また、相談体制につきましては、空き家の管理等に対する住民からの苦情相談及び空き家所有者からの空き家の管理・除去等の相談は、環境対策課において対応し、空き家の管理不全等の周辺環境への問題解決を推進してまいります。

続きまして、(3)、所有者不明の空き家数と対策についてでございますが、平成28年度に整備されたデータを基に、今後の利用等の意向調査アンケートを所有者宛てに送付した結果、令和2年2月末現在、所有者住所が判明しなかった件数は2軒でございます。また、所有者死亡の空き家の相続人全員が相続放棄をしまして、管理されていない物件が2軒でございます。

このような相続放棄物件の解決策として、相続放棄等により適切な管理が困難になってしまっている土地等につきましては、平成30年11月15日に施行されました所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法の第38条により、今までは民法上、利害関係人または検事以外は請求できなかった財産管理人の選任請求が町にも与えられたため、相続放棄管理不全物件等の問題解決を進めてまいりたいと思います。

さきに申しましたとおり、令和元年度においては、空き家周辺に居住する住民の方からの苦情等で町から管理通知を発送し、除去された空き家はゼロ軒でございました。今後はより一層、空き家所有者に対し直接訪問等を重ね、粘り強く理解を求め、早急な除去の実行を促してまいりたいと思います。

空き家になる原因や管理不全につきましては、少子高齢化や未相続物件等の増加と様々な事情がございますが、空き家の管理を継続しなければならないという意識の向上を図ることが重要であると考え、今後も定期的に現地巡回を行い、管理の行き届いていない空き家に対しましては所有者に連絡するとともに、空き家の適正管理を広く周知するため、町ホームページ等により周知を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、2、空き家対策についてのうち、(4)、空き家バンク制度の導入と空き家等を活用した定住促進の取組について答弁をさせていただきます。当町における空き家バンクの開設に向けた取組状況についてでございますが、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び八千代町空き家等対策計画において、空き家バンク制度の導入について推進するとしております。令和元年6月には、空き家問題について庁内横断的に取り組んでいくことを目的に、関係10課の職員で構成する八千代町空き家等対策連絡会議を設置し、その連絡会議において、空き家バンク制度の導入に向けて準備を進めていくことを協議の上決定をいたしました。

その後、空き家管理システムに登録されている物件の中で、利活用可能と思われる物件の所有者を対象とした利用意向調査や茨城県宅建協会などの関係機関との協議、調整を進めてまいりました。今後も関係機関との協議や地域の方々との情報交換等を進める

とともに、利用登録のできる物件の実態について再調査を行うなど、令和2年の早い時期に空き家バンクを開設できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

また、第2期八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、空き家バンク登録物件の活用件数を評価指標の一つに設定しております。この制度が、空き家解消の受け皿となる実効性のある仕組みとして円滑に運用されるよう、関係機関との連携を強化しながら取り組んでまいります。

次に、空き家等を活用した定住促進の取組についてでございますが、町では移住・定住の促進を図ることを目的に創設した転入者住まい応援助成金の交付による中古物件の活用も推進しております。これまでの実績の一端を申し上げますと、八千代工業団地に立地進出したモスニック株式会社では、従業員の寮として、2軒の中古物件を購入しております。さらに、日野自動車古河工場に勤務し県外にお住まいだった方は、中古物件を購入し、家族で八千代町に転入されておられます。今後も引き続き移住・定住の促進を図るため、事業の周知活動や企業との情報交換等を積極的に行ってまいります。

また、他市町村では、空き家を活用した様々な取組が進められております。先進事例等を見ますと、空き家は個人の所有物ではありますが、アイデア次第で定住促進を図るだけでなく、町の魅力発信へとつながるなど、地域活性化を期待できる地域資源の一つであると認識しております。先ほど産業建設部長が答弁しました実態調査等の空き家対策を進めながら、民間や団体等との連携による利活用方策について、庁内連絡会議等で検討を進めてまいります。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

八千代町役場職員の労務管理について、まずは時間外労働時間の実態とICT導入による効率化対策についてでございますが、時間外労働時間の実態につきましては、各所属の業務内容、年度末、年度当初などの時期により状況が異なる部分もございますが、1か月における1人当たりの時間外勤務の平均時間について、時間数が多い部署の平成29年度の実績を申し上げますと、35時間程度でございます。平成30年度では、33時間程度でございます。また、休日における勤務につきましては、原則として代休での対応と

しているところでございます。代休の取得率につきましては、所属課によりばらつきはございますが、約50%の取得でございます。

時間外勤務を縮減するための取組としましては、職員においては、担当業務を効率的に執行できるよう努めるとともに、各部署において係の枠にとらわれず、お互いに業務の協力を行うほか、状況に応じて課の枠を超えた部内における協力体制を取るなど、効率的な業務の執行に努めているところでございます。また、再任用職員、臨時職員などの活用により、業務の一部を補っている状況もありますが、今後は各課の業務量に基づき、業務量に応じた適正な人員数の配置について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、年次有給休暇の取得率についてでございますが、職員全体の平均値で申し上げますと、平成29年度が約57%、平成30年度が約54%となっております。部署ごとになりますと、取得率にばらつきはございますが、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスでございますが、これの実現に向けて時間外勤務の縮減のため、毎週水曜日を一斉退庁日とすることや、休暇取得の促進などについて、定期的に各課に周知するなどの対応をしているところでございます。

続きまして、鬱病の実態と支援策の取組についてでございますが、平成29年度以降、鬱病の診断を受けて療養休暇を取得した職員は5名でございます。支援策の取組につきましては、状況に応じてではございますが、復職する際には半日程度の勤務から行い、徐々に職場環境に慣れていってもらうなどの対応をしているところでございます。

また、平成29年度からは職員に対してストレスチェックによるストレス診断を、外部機関に委託を行い、年1回実施をしております。ストレスチェックの結果、ストレスの度合いが高いと診断された職員に対しましては、町で委嘱しております産業医の先生との面談を勧めており、症状が悪化する前に対応できるよう取組を行っている状況でございます。

そのほか、各職場内での取組といたしましては、人事評価の一環ではありますが、課長と課員の面談を実施し、組織目標を達成するために自らが果たすべき役割、部署の課題解決への取組、担当業務をレベルアップするための意見交換を行うとともに、面談時点での目標の達成度、各業務の進捗状況を踏まえ、面談以降の担当業務の取組へのアドバイスやフォローを行っております。

鬱病対策としましては、職員に過度のストレスがかからないよう、課内、係内でのコ

コミュニケーションを高め、サポートし合う風土の職場環境の構築が重要でありますので、今後も引き続き全庁体制にて鬱病対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

役場職員の時間外労働時間の実態についてでございますが、詳細につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。業務の内容や時期によりまして、時間外勤務を行わなければならない部署もございますが、時間外勤務を縮減するため、職員においては、担当業務を効率的に執行できるよう努めるとともに、各所属において、協力体制を取りながら効率的な業務の執行に努めていくことが重要であると認識しているところでございます。

また、ICT導入による効率化対策でございますが、働き方改革に伴いまして、ICTツールを導入し、利活用している自治体の事例もあることは承知してございます。ICTツールにも様々な種類がございますので、現在導入しているシステムについては、より効率的な活用方法の検討を進めるとともに、新たなツールにつきましては、町で利用するに当たって効率的な運用ができるものなのか、費用対効果についての検討を行った上で判断してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

4番、増田光利議員。

4番（増田光利君） 時間が迫っていますので、1点について再質問させていただきます。

役場職員の労務管理について、総務部長の答弁を求めたいと思います。時間外が多い方の数値については、先ほど総務部長から答弁いただきましたけれども、その中で一番重要なのは、時間外をやるだけではなくて、子育て中、特に乳幼児を抱えているような方はいるのかどうか。その場合、何人いるのかということと、あとその支援策についてはどのように考えているのか、それを答弁を頂きまして終わりにしていきたいと思いません。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） ただいまの増田議員の再質問にお答えをいたします。

子育て中の人数につきましては、数値を把握しておりませんので、後日確認の上、報告をさせていただければと思います。

また、支援策につきましては、それぞれの中で時短というような形の対応で、町としても時短を取るよう各職員について周知をして、支援をしているところでございます。

答弁は以上でございます。

議長（中山勝三君） 以上で……

（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） はい。

14番（大久保敏夫君） 今、後日総務部長から知らせると言いましたけれども、これは答弁を一般質問者だけではなくて、全議員に知らせるように。前、私のほうでそういう例があったので。あくまでも議場で起きたことは、質問者だけに知らせるということは不公平になりますので、よろしくをお願いします。

議長（中山勝三君） では、総務部長も全員の職員の皆さんも、今のとおり全議員に報告を下さいますようよろしくお願ひいたします。

以上で4番、増田光利議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

議長（中山勝三君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす12日は休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、あす12日は休会とすることに決定いたしました。

議長（中山勝三君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、13日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時09分）